

定期監査報告(第5号)

1. 監査の対象

総合政策課、税務課、水道課

2. 監査の期日

令和6年12月23日(月)

令和6年12月24日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【水道課】

- ・契約関係の書類は時系列に綴ること。
 - ・特記仕様書等においては、契約書に添付すること。
 - ・適正な入札を行うためには、入札参加者が適切な積算ができるように、設計図書並びに特記仕様書等を公示する。
 - ・契約書において、協議等については書面主義であるとなっていることから、協議等の様式について、仕様書等に明示すること。
- なお、様式などについては、標準仕様書が作成されている、国土交通省や北海道が公開している様式を参考とされたい。
- ・一部の資料にいて、共同企業体で受注している請負工事にあつて、工事の受渡書に単体の社名だけが記載されているが、先に企業体名を記載すること。
 - ・設計変更の承諾書に発注者から通知した文書の写しが添付され、且つ割印までしている。設計変更にあつては、設計変更通知書に当然金額が明示されており、その旨の承諾行為であるため、写しの添付は不要である。
- なお、承諾書に添付する印紙においては、設計変更の増額にあつては、その金額に応

じた印紙を貼付する。また、減額であれば一般的な200円の印紙を貼付する。

- ・ 予定価格調書の作成にあって、鉛筆での金額がメモ書きされていることから、予定価格調書の作成が終了後は必ず消すこと。

- ・ 今後、水道事業における工事は年々実施されると考えられることから、工事の仕様書等は事前に準備しておく必要がある。

- ・ 人手不足等により工事業界に未経験者が入ってくることが予想されるため、指導をしていく必要がある。なるべく工事現場へ行って指導・確認すべきと考える。

- ・ 水道検針員の交通費について、ガソリン価格が高騰していることから現状に見合った対応ができるように検討されたい。

- ・ 下水道事業についても、どのような成果を求めるかを明らかにするため、仕様書の様式等を定める必要があると考える。

【税務課】

- ・ 納付書作成処理業務委託のように、システムデータ更新についても発注者側が何を求めているか発注の意図を明らかにするために仕様書を作成することが望ましい。

なお、その仕様書にあっては、成果品目録が記載されている必要がある。

なぜなら、委託業務完了時点において、その目録をもって検査する必要があるからである。

【総合政策課】

- ・ じゃがりん号、デマンドバス事業については、利用者の中でも定着してきている様子であるので、今後においても、町民の声を聞きつつ継続していけるように努力されたい。

- ・ 今後の公共交通政策について問題点を洗い出し、よりよい結果を導き出せるよう検討を重ねられたい。

- ・ 姉妹都市交流事業については、子供達の交流など町民にとっても意義があるものと考えてるので、今後においても、継続しつつ国際交流への町民意識の醸成に寄与されたい。